

会 議 録

1. 開催状況

- (1) 会議名 令和2年度第3回木更津市介護保険運営協議会
- (2) 日 時 令和2年11月17日(火) 午後1時30分から午後2時00分まで
- (3) 議 題 (1) 木更津市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)について
(2) 地域密着型サービス事業所部会からの報告について
- (4) 場 所 木更津市民総合福祉会館 講習室
- (5) 出席者 委員: 神田 豊彦 委員(会長)、比連崎 高男 委員(副会長)、石井 徳亮 委員、
山口 仁 委員、鎌田 哲也 委員、唐牛 将太 委員、山田 博樹 委員、
松山 昌史 委員、山内 正太郎 委員、明石 剛誠 委員、齊藤富士男 委員
(出席11人)
(欠席) 山口 究 委員、伊藤 鈴恵 委員、重松 明人 委員、
刈込 憲治 委員、丸尾進三郎委員、関村 規 委員(欠席6人)
事務局: 鈴木福祉部長、植野課長、松井課長補佐、仲村主任主事、染谷主任主事
手嶋事務員
高齢者福祉課 金綱課長補佐、星野係長
- (6) 傍聴人 0人

2. 会議概要

議 長: それでは附属機関設置条例の規定によりまして、会長が会議の議長となるということですのでここからは私が進行役を務めて参ります。ただいまの出席委員数は11名であります。定足数に達しておりますのでこれより木更津市介護保険運営協議会を開会いたします。

それでは議題(1)「木更津市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」(素案)について事務局より説明願います。

事 務 局: それでは議題1についてご説明いたします。2ページをお開きいただき目次をご覧ください。本計画は第1章から第7章に資料編を加えた計画書となります。このうち、計画の目的や基本理念等は前回の運営協議会でご説明しております。

10ページをお開きください。第3章「現状と課題」では、高齢者の現状や要介護者の現状等に高齢者実態調査の主な調査結果を加味し、41ページに8期計画における重点課題を5項目掲載しております。

次ページから73ページまでは、第4章として「施策の展開」と題し、3つの基本方針に基づく各種取組を記載しております。

基本方針1について、健康づくり、介護予防に加え、加齢に伴う体・心の支えや社会的つながりが弱くなった状態である「フレイル」対策等の推進を図るとともに、生きがいづくりや社会参加の拡充など、地域における自立した日常生活の支援に取り組んで参ります。

52ページをお開きください。基本方針2について、これまで進めてきた地域包括支援センターの機能強化や在宅医療・介護連携推進協議会、認知症施策、地域ケア会議などの取組みを踏まえ、生活支援体制の充実や、医療・介護等の連携、令和元年6月に制定された認知症施策大綱に沿った認知症予防・ケアを推進していきます。特に、(1) 地域包括支援センターの機能強化についてですが、7期までに設置した5箇所の地域包括支援センターに加え、高齢者人口の多い木更津圏域に相談窓口を増設するランチの設置、また、基幹となるセンター機能を高齢者福祉課に持つことを計画しております。

67ページをお開きください。基本方針3について、1. 介護サービスの充実の(2) 施設・居住系のサービスの充実のうち、施設サービスの充実として、令和2年7月1日時点の本市の特養待機者が310名であること、高齢者実態調査から特養への入所希望時期として4割弱の方が早期の入所を希望していることから、広域型特養60床1施設を計画しております。また、居宅系サービスの充実として、認知症高齢者グループホーム18床の整備を清川圏域において計画します。施設の整備については、以上です。

続きまして、74ページをお開きください。第5章では「保健福祉サービスの目標」として、8期計画における高齢者人口や要介護認定者の推計等、さらには保健福祉サービスの目標水準を載せております。

82ページからの第6章では「計画期間における介護サービス量等の見込み」を記載しております。

88ページをお開きください。「介護給付費等対象サービスの事業費の見込み」について説明いたします。標準給付見込み額として令和3年度が96.2億、令和4年度が99.4億、令和5年度が102.7億円を見込んでおります。その下の地域支援事業費ですが、令和3年度6.3億円、令和4年度6.5億円、令和5年度6.6億円を見込んでいます。

89ページをご覧ください。「介護保険料の見込み」についてです。まず、保険料設定の考え方として、介護給付費等に係る費用のうち国、県、市の公費で半分を第1号被保険者と第2号被保険者が残りの半分を保険料で負担します。第1号被保険者の負担割合は、第8期では、23%と全国の人口比により定められております。令和7年度は23.4%、令和22年度には26.8%と見込まれております。90ページをご覧ください。②負担能力に応じた保険料負担の考え方ですが、第7期計画では国が示す標準段階9段階を13段階に細分化してりましたが、第8期ではさらに細分化し14段階としております。③介護給付費準備基金の取崩しですが、保険料の上昇の抑制を図るために取り崩す想定ではございますが、今後の介護報酬改定など増減要因があることから、素案では取り崩し額を掲載しておりません。

93ページをご覧ください。(3) 介護保険料ですが、保険料の基準月額5,895円となり、第7期の5,450円から445円、8.2%の増加となります。保険料については、現在の給付見込により算出しておりますが、先ほどの基

金取崩しやパブリックコメントの結果、国からの介護報酬の改定等を考慮し、次の介護保険運営協議会にて最終的な金額をお示しする予定でございます。

素案に関する説明は以上でございますが、前回の運営協議会でいただきましたご質問について説明します。まず、鎌田委員のご質問でありました、62ページ上段の地域連携ネットワークの構築、中核機関の機能強化ですが、中核機関の設置が7期において実施されたことから、事業名を表記の内容にしたところでございます。続きまして、災害発生時の危機管理課と高齢者事業との連携についてでございますが、昨年の台風などを受け、現在危機管理課において地域防災計画の見直しを行っているところであり、具体的な内容につきましては今後地域防災計画の中で示されるところでございます。続きまして、比連崎委員のご質問で歯科に関する事業についてでございますが、在宅サービスのひとつとして医師や歯科医師などが居宅訪問し、健康管理や指導を行う居宅療養管理指導というサービスがございますので、介護保険制度を活用していただくことを想定しております。

議長： ただ今、事務局から説明がありましたが、意見・質問等ございますか。

鎌田委員： 56ページの(4)生活支援サービスの推進 ①生活支援体制整備事業の事業概要に「就労的活動支援コーディネーター」とありますが、これはどのような活動するものなのでしょうか。

事務局： 就労的活動支援コーディネーターにつきましては、5月に改正のありました、国の「地域支援事業実施要綱」の改正により、初めて生活支援体制整備事業の中で配置が謳われたものになります。活動内容としましては、就労的活動の場を提供できる民間企業と、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする、といった役割になり、本市におきましては生活支援コーディネーターの配置がまだ完全に終わっていないことから、8期計画の3箇年の中では、就労的活動支援コーディネーターにつきましては、「配置について検討していく」というような形で記載したいと考えております。

鎌田委員： ありがとうございます。

もう一つ質問よろしいでしょうか。68ページの1. 介護サービスの充実の中に、「新型コロナウイルスをはじめとした感染症について・・・」と今後の対策について記載がありますが、これだけ社会を騒がせており、今後完全に解決することは当分ないだろうと考えると、高齢者福祉に関する計画を策定するうえで、大きな背景として考えざるを得ないだろうと思いました。こちらに記載はあるのですが、やはり全体の中で触れておいた方がいいのではないかと思います。例えば、「市長の挨拶」や1ページの「計画の目的と性格」、あるいは94ページの「計画の推進のために」といったところに記載した方がいいのではないかと思いますので、ご検討をお願いします。

事務局： ご意見ありがとうございます。現在、新型コロナウイルス感染症対策に関しましては、県や関係機関と連携を取り対策に努めているところでございます。計画の表記につきましては関係部署と調整の上、また市民意見公募などの内容を含めて表記について検討して参りたいと思います。

議長： 他に意見・質問等ございますか。

他に意見・質問等がないようですので、次に、議題２「地域密着型サービス事業所部会からの」報告を受けます。１０月２０日に 地域密着型サービス事業所部会が開催されておりますので、その結果を部会長の明石委員より報告願います。

明石委員： 私から、令和２年１０月２０日、運営協議会終了後に開催いたしました地域密着型サービス事業所部会で、事業所１件の指定について審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。申請事業者は、特定非営利活動法人井戸端介護、新しく開設した事業所は地域密着型通所介護事業所である、「ばった庵」で、所在地は木更津市中央１－４－１１です。本事業者はすでに木更津市内で２つの地域密着型通所介護の事業所を運営しており、このたび３つ目の事業所の開設について申し出があり、承認したものです。承認後、令和２年１１月１日より事業を開始しております。以上、ご報告いたします。

議長： ありがとうございます。部会員の皆様ご苦労さまでした。

最後に「その他」でございますが、事務局から何かありますか。

事務局： まず、先ほど介護保険料についてご説明した際、介護給付費準備基金の取り崩し額については、介護報酬改定など増減要因があることから、素案では取り崩し額を掲載しておりませんとご説明いたしましたが、現在検討している見込み額についてご報告させていただきます。７期計画では、基準月額が６期計画から１０．１％上昇したこともあり、できるだけ保険料の上昇を抑制したいことから、介護給付費準備基金の取り崩し額を３～５億円の間で考えております。しかしながら、保険料額の算定にあたっては令和元年の所得階層を基本としており、先ほど鎌田委員からご指摘いただいたように、新型コロナウイルスの影響で、来年度以降の所得階層がどのように変化するかということも勘案しながら、取り崩し額について検討して参りたいと考えておりますので、ご理解お願いいたします。

次に、計画策定に関する今後の予定についてご説明いたします。今後は、この素案について市民意見公募を１２月１８日から３０日間実施する予定で、このことについて、１２月市議会教育民生常任委員協議会及び議員全員協議会にて説明いたします。委員の皆様におかれましても、ご意見・ご要望がございましたら１月１６日までに、ＦＡＸ・メール等でご提出ください。これらのご意見・ご要望についての回答と、第８期介護保険事業計画の最終案の決定を、次回、第４回介護保険運営協議会においてご審議いただきたいと思います。次回は２月２日（火）に開催させていただきたいと存じます。後日、開催通知を送付させていただきますがご予定の程、よろしくお願いいたします。ご説明は以上でございます。

議長： ただ今の説明について、意見・質問等ございますか。

意見・質問等がないようですので、本日はこれで終了いたします。委員の皆様、どうもお疲れさまでした。